

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年5月17日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

外国人技能実習生日本語研修業務

(2) 業務内容

企画提案仕様書のとおり

2 契約期間

令和元年（契約締結日）から令和2年3月20日まで

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 労働関係法令に基づく改善命令により、業務制限を受けるなど、当事業遂行に支障が生じていない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 緊急時に迅速な対応がとれること。
- (6) 静岡県内に本社、支社、営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (7) 以下ア、イのいずれかを満たしていること。
  - ア 「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件」により告示された日本語教育機関等
  - イ 一般財団法人日本語教育振興協会から日本語教育機関の認定を受けている者
- (8) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(9) 県税の滞納がないこと。

#### 4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

#### 5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館7階

静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課

電話番号 054-221-2954 FAX 054-271-1979 E-mail syokunow@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要項及び企画提案仕様書の交付

ア 交付期間 令和元年5月17日（金）から令和元年5月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案応募申込書、企画提案書、経費積算書、企画提案応募に係る誓約書ほか企画提案募集要項に記載された書類

イ 提出期限 令和元年5月31日（金）午後5時（郵送必着又は持参）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の説明

令和元年6月3日（月）以降の指定した時間、場所

#### 6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要項及び企画提案仕様書による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 照会窓口は、静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課（電話番号 054-221-2954）とする。